

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務仕様書

令和8年5月

伊達市教育委員会生涯学習課

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務仕様書

1 目的

令和8年度に賃貸借期間が満了する市立図書館の図書館システムの更新にあたり、市民への図書館サービスのより一層の充実を図るべく、日々進展しつつある情報技術革新の成果等を積極的に取り組み、現行図書館システムが有する資産（データ、操作性）を引き継いだ業務システムを提供することにより、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図ることを目的とする。

2 設置及び保守点検の場所

(1) 図書館システムの設置

場所 伊達市立図書館及び図書館分室（5か所）

(2) 図書館システム保守点検

ア場所 伊達市立図書館及び図書館分室（5か所）

イ期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（長期継続契約5年）

3 料金等の支払

(1) 図書館システム調達・設置 一括

(2) 図書館システム保守点検 月払い（5年間60回）

4 適用業務

(1) 窓口カウンター業務（貸出・返却）

(2) レファレンス（調査相談業務）

(3) 資料管理業務

(4) 発注・受入管理業務

(5) データ管理業務

(6) OPAC

(7) WEB蔵書検索システム

(8) 帳票・統計

(9) 電子書籍

(10) データ移行処理

(11) インターネット機能

(12) 予約本受取ロッカー

5 対象データ数

「図書館システム」の提案に当たっては、以下のデータ等を考慮し、本市と

同規模人口の図書館に対応する内容でシステム設計を行うこと。

	令和8年3月末現在	備考
利用者登録数	25,940人	
年間貸出冊・点数	181,118冊・22,580点	
蔵書（図書・雑誌・AV）・電子	190,323冊・2,500点	
年間予約件数（図書・電子図書）	5,920件・1,974点	

6 導入時期

本稼動は令和9年3月1日とする。図書館システム導入のために休館する場合の期間については業者決定後に調整する。

7 システム基本要件

(1) 図書館システムの管理・運用

ア 図書館システムは、図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、サービス機能は本仕様書に記載する機能並びに別紙の機器仕様書及び伊達市立図書館システム機能要件対応確認書の仕様を有すること。

イ 端末のオペレーティングシステムは、Windows 11 Proとすること。

ウ 電子書籍はTRC-電子図書館サービスを使用すること。

(2) 書誌情報について

書誌情報は、現行で導入しているTRC MARCで管理できること。

(3) ネットワーク設定

ア インターネット回線およびプロバイダは、NTT光回線のサービスを利用するものとする。

イ 設置機器のネットワーク設定は、ユーザーサイドのレスポンス、セキュリティ対策等、十分な知識と経験を有して設定すること。

ウ 設置機器の調整と運用に至る全ての設定を行うこと。

(4) 現行システムのデータ等の移行

ア システム切り替え時の日数は別途協議とするが、ホームページの閉鎖などに関連することも鑑み、最短の日数で実施すること。

イ 現行システムのデータを、受託者は業務に支障をきたすことなく全て新システムに移行すること。データを移行するに当たっては、情報漏洩対策に万全を期すこと。

ウ 移行対象については、次のとおりとする。

(ア) 書誌データ（図書、雑誌、AV）、資料データ（ローカルデータ）、貸出データ、予約データ、利用者データ、発注データ、統計データ、システムコード、現行システム設定項目、設定パラメータ等

(イ) データ移行については、安全・確実な移行を実現するため、現行業者に依頼を行うこと。また、現行業者の抽出費用を見積に含めること。受託者が独自に抽出することは、データセンターへのハッキング行為に当たるので認めない。

(ウ) 統計データについては、出力できるように全データを漏れなく移行すること。職員の作業負荷と数値の正確性を考慮し、職員が手作業による合算処理をする提案は認めない。過去5年以上の統計も移行すること。

(5) 機器構成

機器構成及び台数は次のとおりとし、各機器の詳細仕様については別紙の機器仕様書のとおりとする。

装置名称	本館	分室	合計
業務用端末（デスクトップ型PC）	3		3
業務用端末（ノート型PC）	3	4	7
レファレンス用端末（デスクトップ型PC）	2		2
インターネット利用端末（デスクトップ型PC）	1		1
業務用プリンタ（A4対応モノクロ）	1	4	5
業務用プリンタ（A3対応カラー）	1		1
レシートプリンタ	3	4	7
ハンディターミナル	3		3
OPAC端末（本館）	2		2
OPAC端末（分室）		4	4
事務室用ネットワークHUB	8		8
ネットワーク用多機能ルータ	6		6
無線LANルータ	4		4
NAS	1		1
バーコードリーダー	9	4	13
マイナンバー連携用端末（デスクトップ型PC）	1		1
マイナンバー連携用機器	1		1
予約本受取ロッカー管理用端末（デスクトップ型PC）	1		1

(6) 機器の設置

ア 利用者端末、カウンター用端末、事務用端末は、指示する設置場所に設置すること。

イ 端末設置に係るネットワーク配線も行うこと。

(7) セキュリティ対策

利用者が安心して図書館を利用できるよう次の事項に留意すること。

ア 図書館システムの中で個人情報を保護するための対応を図ること。

(ア) 貸出、返却等に必要な個人情報は最低限の情報とする。

(イ) 個人の貸出記録は返却と同時に消去させる。

(ウ) 利用者用開放端末 (OPAC) には利用者の個人情報を表示しない。

イ 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため情報交換の実施基準・手順を備えること。

(8) バックアップ対策

日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であるとともに、停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策、及びデータの損失・破壊の予防策があること。またメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。

(9) 図書館サービス運用の支援体制について

ア 図書館サービス利用に必要なマニュアル (電子データでの提供) を整えること。

イ 休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。

ウ 365日対応できるコールセンター業務のフリーダイヤルを用意すること。

エ WEBで過去の問い合わせの履歴、質問回答がわかるようなサービスを用意すること。

(10) マイナンバーカードの活用

通常のバーコードによる利用カードのほかに、マイナンバーカードを利用した貸出機能を有すること。

ア マイナンバーカードによる認証機能

(ア) 認証方式: マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」を用いた認証を行うこと。

(イ) MPF連携: 総務省が提供するマイキープラットフォーム (MPF) と連携し、PPID (等価識別子) を取得して既存の業務システム (利用者ID) と紐付け、認証を可能とすること。

(ウ) 非保持化の徹底: マイナンバー (個人番号) およびパスワード (暗証番号) は取得・利用しないこと。また、カードへのデータ書き込みは一

切行わないこと。

(エ) バーコード併用：従来のバーコード付き利用券も、引き続き現行通り使用可能であること。

イ ハードウェア要件

(ア) リーダライタの配備：マイナンバーカードに対応した非接触ICカードリーダライタを所定の窓口・端末に設置すること。

ウ 統計・管理機能

(ア) 利用統計：業務システムの統計機能において、「マイナンバーカードによる貸出利用」であることが判別・集計できること。これにより、利用率や属性別の統計把握を可能とすること。

エ セキュリティ・個人情報保護

(ア) 通信の暗号化：MPFとの通信および内部システム間のデータ送受信は、適切に暗号化を行うこと。

(イ) 法規遵守：番号法、個人情報保護法、および「マイナンバーカードの公的個人認証サービス利用に係るガイドライン」を遵守すること。

(11) 電子図書館連携

WEB-OPACの検索画面で、電子図書館資料を所有資料と同時に検索できること。利用者としてログインした場合、そのIDにて電子図書館画面遷移し、そのまま閲覧可能であり、予約までできること。業務画面からも、利用者が電子図書館資料を借りている、および予約しているか把握できること。業務の統計画面でも、貸出件数が把握できること。

(12) 読書推進サービスの利用

WEB-OPACのサービスとして以下の機能を用意すること。

ア 「読んだ本」「読みたい本」等を登録可能なこと。貸出の履歴を希望する利用者は、貸出処理時に「借りた本」の本棚に自動的に登録できること。その履歴は個別に削除可能であること。履歴を記録しないことも利用者で可能にすること。

イ 利用者が期間を任意に設定し、貸出冊数をグラフ化して確認できる機能を実装する。利用者自身が目標冊数を設定できるようにし、進捗度合いに応じて表示（色、キャラクター、称号など）が変化する仕組みなど、利用者の読書意欲を向上させる仕組みを施すこと。

また、図書館で設定した読書マラソン大会期間内で、全館、年代別、地域別の利用者ごとに貸出冊数を表示可能にすること。

(13) スマートフォンの利用者カード機能、およびLINE連携機能

スマートフォン向けWEB-OPACで、利用者がログイン後、利用番号をバーコード表示する機能を有すること。利用者カードを携帯しなくても利用可能な

サービス環境を実現する。それに合わせてバーコードリーダはスマートフォンに表示されたバーコードの読み込み可能なものとする。またそのスマートフォンではLINEと連携し、友だち登録することによりLINE画面から上記バーコードを表示させたり、また貸出一覧や予約一覧を閲覧することを可能にすること。

(14) データセンター

ア サービス監視

(ア) クラウドサービス基盤で使用しているハードウェアについては10分毎に死活監視を行うこと。

(イ) クラウドサービスの利用状況について記録を保存すること。

(ウ) データセンターの回線にかかる費用は見積もりに含めること。

イ データセンターファシリティ要件

(ア) クラウドサービスを提供するデータセンターは、国内に設置されたデータセンターであり、データセンター専用施設であること。

(イ) 活断層などの地理的なリスクを避けて設置されていること。

(ウ) 国内に複数のリージョンを有し遠隔で連携できること。災害目的の離れた拠点間、及びグローバルの拠点との間をプライベートなネットワークで接続されており、プライベートなアドレス空間でルーティングができること。

(エ) ISMAPクラウドサービスリストに掲載されたデータセンターで運用されるサービスであること。

(オ) Tier 3以上の基準を満たしており、建築基準法の新耐震基準に適合していること。

(カ) 国内の別リージョンに遠隔バックアップを行うこと。

(キ) 法定点検や工事等の際にも電力供給を止めることなく電力供給ができる対策を有すること。

(ク) 機器、設備等の安定稼働に影響を及ぼさないように一定の温度・湿度を保つための空調設備を有していること。

(ケ) モニタにより監視を24時間365日実施すること。

(コ) サーバーストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合、電力障害、通報システムなどの対策を講じること。

(サ) 再生可能エネルギーへの取り組みを複数年以上実施していること。

ウ バックアップ対策

(ア) 端末機器は日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。

(イ) 端末機器のメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制が

あること。

(ウ) データセンターの停電・危機トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ 対策及びデータの損失・破壊の予防策を行うこと。

(エ) サーバーについて、3 世代以上のデータバックアップを行うこと。

(15) 予約資料受取ロッカーの運用

ア 図書館の開館時間外に予約資料の貸出が可能なロッカーの館外への設置と、運用のために必要な管理プログラムを納品すること。基本的には屋内での使用とするが、屋外での使用も想定すること。

イ 設置候補地は、市内2か所とし、保原中央交流館ともう1か所とする。受託者設置交渉は図書館で行い、決定次第指示する。

ウ ロッカーの規格は以下を想定するが、同等のサービスが可能であれば規格外でも提案を可能とする。また、設置場所に応じた返却ボックスを併設すること。

(ア) 寸法は、高さ170 c m×幅110 c m×奥行55 c m程度とする。

(イ) 利用者が自分でロッカーを開け、予約資料の受け取りができること。

(ウ) 利用者がロッカーを開けるため、利用者カードの認証やキー操作を行うためのパネルが必要な場合は、認証のためのターミナルを備えたユニットも含めること。

(16) 予約資料受取ロッカーの保守

納入品はすべてメーカー保証のものとし、補償内容には次の内容が含まれていること。

ア ロッカー開閉部の故障等、問題が生じた場合には、現場での対応をとること。

イ 障害の発生時には、現場確認を行った上で対応をとること。

ウ 年一回の定期点検を行うこと。

エ ハードウェアの保守とソフトウェアの保守を行う際は一括で引き受けること。

8 その他

(1) 受託者は、本業務の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、伊達市個人情報保護条例（平成18年1月1日伊達市条例第14号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

(3) 本業務の受託者は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。また、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

ない。

- (4) 本業務の実施に際し、本仕様との不一致または不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。
- (5) 契約に関しては、発注者と受託者との2者または受託者が指定するリース業者を含めた3者契約とする。
- (6) 本仕様に定めがない事項または疑義が生じた場合は、速やかに協議をすること。
- (7) 受託者は、この業務の履行に関し、自らの責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- (8) 発注者は、受託者の業務の結果に関し、受託者の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、受託者に対し損害賠償請求をすることができる。